

西宮市母子父子寡婦福祉資金貸付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号。以下「令」という。）、西宮市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則（平成 20 年西宮市規則第 58 号。以下「規則」という。）に基づき実施する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付業務の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の生活の安定を図り、福祉の向上に努めなければならない。

(貸付の相談)

第 3 条 貸付の相談は母子・父子自立支援員が行うものとする。相談を受けた母子・父子自立支援員は、事情を聴取し、申請資格要件及び必要書類等について相談者に指導する。また、調査同意書（様式第 21-1 号）を提出させる。

(貸付限度額)

第 4 条 貸付限度額は別表第一及び別表第二のとおりとする。

(貸付の申請)

第 5 条 申請者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（様式第 1 号。以下「貸付申請書」という。）に規則第 2 条に規定する書類を添付し、調査同意書（様式第 21-2 号）とともに市長に提出しなければならない。

2 法第 15 条第 2 項（同法第 31 条の 6 第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 32 条第 1 項又は法附則第 6 条の規定による申請の場合は、同意書（様式第 35 号）を提出させる。

(貸付申請書の受理、審査)

第 6 条 市長は、申請者から貸付申請書を受理したときは、記載内容及び添付書類を確認の上、十分審査し、現地調査を行う等、審査の厳正を期す。また、貸付申請書及び添付書類は次の事項を確認する。

- (1) 貸付申請書の記載内容の適否
- (2) 添付書類の有無及び内容の適否
- (3) 貸付資格の有無
- (4) 連帯保証人の保証能力の有無
- (5) 資金の種類及び金額の適否
- (6) 同種の資金を他から借り受けの有無
- (7) 租税等の滞納の有無

(連帯保証人)

第 7 条 令第 8 条第 5 項、令第 31 条の 6 第 5 項、令第 37 条第 5 項に規定する連帯保証人の要件は次に定めるものとする。

(1) 本市内又は本市近郊に6ヵ月以上居住していること。ただし、3親等内の親族が連帯保証人になる場合については、この限りではない。

(2) 申請者と同居しておらず、別生計を営んでいること。ただし、転宅資金については、転宅後別世帯となる場合は、出身世帯の者が連帯保証人となることは可とする。

(3) 弁済資力を有すること（一定の収入により、独立した生計を営んでいる者（※）で、貸付金の返済能力を有する者。多重債務者（多重債務に陥りつつある者）・生活保護受給者・自己破産免責後3年が経過していない者等は不可とする）。

（※）独立した生計を営んでいる者とは、市町村民税及び所得税が課税されている者か、これと同等の所得水準の者であること、かつ、租税等の滞納がない者であることを原則とする。

(4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。

(5) 償還完了時に70歳未満であること。

(6) 資金の貸付に関する利害関係者でないこと。

(7) 保証意思が確実であり、名目上の保証人という意識でないこと。

2 修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（児童対象分）については、連帯保証人を立てることとする。ただし、やむを得ない事情により連帯保証人を立てられない場合は、借受人に償還能力があると認められる場合にのみ、連帯保証人無しでの貸付を認める。その場合は、申出書（様式第36号）を貸付申請時に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第8条 貸付の決定は市長が行う。

2 貸付を決定したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付決定通知書（様式第2号）により、貸し付けないことを決定したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（借用書の提出）

第9条 借主は、母子（父子・寡婦）福祉資金借用書（様式第4号。以下「借用書」という。）を指定された期日までに提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 貸付金は借用書の提出があった後に交付する。

2 貸付金の交付は、借主が申請時に届け出た口座へ振り込む。

3 継続交付される資金（修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金）は、年4回に分けて交付する。交付月は5月、7月、10月、1月とし、その月の8日に交付する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日の場合は、その前日に交付する。その他の資金は、貸付決定月に一括交付する。

4 市長は年度をまたがって貸付する場合（修学資金、技能習得資金及び修業資金に限る。）において、毎年4月に、母子（父子・寡婦）福祉資金連帯借主在学届（様式第5号）を借主に送付し、指定された期日までに対象児童又は子等の在学証明書を添付して提出させ、就学状況を確認する。

5 借主が正当な理由なく前号に規定する証明書を提出しないときは、貸付金の交付を一時差し止める。

(貸付条件等の変更、異動等)

第 11 条 市長は、貸付後の変更及び異動が生じた旨、借主より次に掲げる書類の提出があった場合は、内容を審査し、結果を通知する。

(1) 貸付の増額

令第 7 条第 3 号ただし書若しくは同条第 5 号かつこ書の規定による加算（修学資金若しくは修業資金）又は規則第 10 条（規則第 20 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による増額（修学資金、技能習得資金、修業資金若しくは生活資金）について、借主から母子（父子・寡婦）福祉資金増額申請書（様式第 6 号）が提出され、その理由が適当であると認めるときは、母子（父子・寡婦）福祉資金増額決定通知書（様式第 7 号）により借主に通知する。この場合において、貸付分の増額分の額に相当する借用書を提出した後に資金を交付する。貸付金を増額しないことを決定したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金増額不承認決定通知書（様式第 8 号）により借主に通知する。

(2) 貸付の辞退又は減額

ア 借主から母子（父子・寡婦）福祉資金辞退（減額）申出書（様式第 9 号）が提出され、その理由が適当であると認めるときは、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付停止（減額）決定通知書（様式第 10 号）により借主に通知する。

イ 貸付を辞退した借主に対する貸付金の償還は、辞退の日から 6 ヶ月の据置期間を経過した後に開始する。ただし、修学資金等の貸付を受けて就学している者が、修学の途中において修学資金を辞退した場合で、退学することなく就学しているときは、その者が卒業後 6 ヶ月の据置期間を経過した後とする。

(3) 貸付の停止

ア 令第 12 条（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による貸付停止の理由が生じたときは、借主に母子（父子・寡婦）福祉資金資格喪失届（様式第 11 号）を提出させ、その理由が生じた日の属する月の翌月から貸付を停止し、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付停止決定通知書（様式第 12 号）により借主に通知する。

イ 借主が令第 13 条各号（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより貸付停止を決定したときについても、アと同様に通知する。

(4) 据置期間の延長

令第 8 条第 6 項、令第 31 条の 6 第 6 項又は令第 37 条第 6 項の規定による据置期間の延長を借主が希望した場合は、母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長申請書（様式第 13 号）に市町村長が発行するり災証明書を添付し提出させ、延長が適当か否かを審査し、承認したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長決定通知書（様式第 14 号）を、不承認としたときは、母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長不承認決定通知書（様式第 15 号）を借主に通知する。

(5) 氏名・住所の変更

借主、連帯借主又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金氏名・住所変更届（様式第 16 号）を提出させる。

(6) 休学届及び復学届

貸付により修学している者が休学し、又は復学したときは、当該修学資金を受けている者に、速やかに母子（父子・寡婦）福祉資金休学届（様式第 17 号）又は母子（父子・寡婦）福祉資金復学届（様式第 18 号）を提出させる。

（償還開始通知）

第 12 条 市長は、償還が開始される 2 ヶ月前に、申請時に届け出た納付者に、母子（父子・寡婦）福祉資金償還開始通知書（様式第 19 号）を通知する。

（償還方法及び償還期日）

第 13 条 貸付金の償還方法は、月賦、半年賦及び年賦のいずれかにより行う。

2 償還金の支払は、原則として口座振替とする。

3 口座振替日は、月の 25 日（半年賦については毎年 6 月 25 日及び 12 月 25 日、年賦については毎年 12 月 25 日）とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

4 納入通知書により納付する場合は、調定に基づき、納入通知書を発行して納付者に送付する。

5 やむを得ない理由によって償還金の分納を希望する場合は、分納誓約書（様式第 20 号）を提出させ、納入通知書を分割して納付者へ送付する。

（償還方法の変更）

第 14 条 市長は、借主等より償還方法の変更の申し出があったときは、母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法変更承認申請書（様式第 22 号）を提出させ、その事由がやむを得ない場合に限り承認する。償還方法の変更を決定したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法変更承認通知書（様式第 23 号）を、償還方法の変更をしないことを決定したときは、母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法変更不承認通知書（様式第 24 号）を借主等に通知する。

（繰上償還）

第 15 条 市長は、借主等から、令第 8 条第 3 項ただし書、令第 31 条の 6 第 3 項ただし書又は令第 37 条第 3 項のただし書の規定による償還金の繰上償還をする旨の申し出があったときは、母子（父子・寡婦）福祉資金繰上償還申出書（様式第 25 号）を提出させ、申請の期限内に償還が可能であることを確認し、残余元金に当該償還の日までの利子を合算した額を徴収する。

（一時償還）

第 16 条 令第 16 条（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合も含む。）各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより一時償還を請求するときは、母子（父子・寡婦）福祉資金一時償還請求書（様式第 26 号）を借主に交付する。

（納入通知書等送付先の変更）

第 17 条 市長は、償還期間中に、納入通知書等の送付先を変更する申し出があったときは、納入通知書等送付先変更届（様式第 27 号）を提出させる。

（償還金の支払猶予）

第 18 条 令第 19 条（令第 31 条の 7 又は令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を希望する場合は、母子（父子・寡婦）福祉資金支払猶予申請書（様式第 28

号)に、その理由を証明する書類として規則第18条第1項の書類を添付させる。

2 支払猶予期間は1年以内とし、さらにその事由が継続し、特に必要がある場合は、改めて猶予の手続きをとる。ただし、大学等就学の場合は、その在学期間について猶予できる。

3 市長は、償還金の支払を猶予することを決定したときは、母子(父子・寡婦)福祉資金支払猶予決定通知書(様式第29号)を、支払を猶予しないこと決定したときは母子(父子・寡婦)福祉資金支払猶予不承認決定通知書(様式第30号)により借主に通知する。

(償還の免除)

第19条 借主が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がい(障がいの程度が労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限を及ぼすと認められるものをいう。)を受け、連帯借主及び連帯保証人にも支払能力がなく、貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全額又は一部を免除することができるものとし、母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除申請書(様式第31号)には次に掲げる書類を添付させる。

(1) 死亡の場合 戸籍謄本又は除籍

(2) 精神又は身体の障がいによる場合 医師の診断書

(3) その他連帯借主、連帯保証人及びそれらの相続人が償還できない理由を証するもの

2 償還免除が決定された場合(議会で議決された場合をいう。)は、母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除決定通知書(様式第32号)を、償還免除が承認されない場合は、母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除不承認決定通知書(様式第33号)を当該申請者に交付する。

(償還完了者に対する通知)

第20条 市長は、貸付金の償還が完了した者に対して、償還完了通知書(様式第34号)を送付するとともに、借用書を返還する。

(貸付金の種別等)

第21条 貸付金の種別、据置期間及び償還期限は次のとおりとする。

資金の種別	据置期間	償還期限
事業開始資金	貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内
事業継続資金	貸付けの日から6箇月間	据置期間経過後7年以内
修学資金	貸付けにより修学をした者が当該修学を修了した後6箇月を経過するまで	据置期間経過後20年以内 (専修学校に就学する児童等であって、一般過程を履修するものに係る修学資金については、据置期間経過後5年以内)
技能習得資金	知識技能を習得する期間が満了した後1年を経過するまで	据置期間経過後20年以内

修業資金	知識技能を習得する期間が満了して後 1 年を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内
就職支度資金	貸付けの日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内
医療介護資金	医療又は介護を受ける期間が満了して後 6 箇月を経過するまで	据置期間経過後 5 年以内
生活資金	知識技能を習得する期間が満了して後 6 箇月を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内
	医療又は介護を受ける期間が満了して後 6 箇月を経過するまで	据置期間経過後 5 年以内
	失業貸付期間が満了して後 6 箇月を経過するまで	
	生活安定貸付期間が満了して後 6 箇月を経過するまで	据置期間経過後 8 年以内
	緊急生活安定貸付期間が満了して後 6 箇月を経過するまで	据置期間経過後 10 年以内
住宅資金	貸付けの日から 6 箇月間	据置期間経過後 6 年以内 ※災害等により住宅が全壊した場合等で特に必要と認められる場合や、老朽等による増改築（移転改築を含む。）を行う場合据置期間経過後 7 年以内
転宅資金	貸付けの日から 6 箇月間	据置期間経過後 3 年以内
就学支度資金	就学支度資金の貸付けにより小学校又は中学校に入学した者が満 15 歳に達した日の属する学年を終了して後（その者が死亡したときは、その死亡して後）6 箇月を経過するまで	据置期間経過後 20 年以内 （専修学校に入学する児童等であって、一般過程を履修するもの及び修業施設に入所したものに係る就学支度資金については、据置期間経過後 5 年以内）
	就学支度資金の貸付けによ	

	り高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校における修学を終了した後（その者が死亡し、又は修学をすることやめたときは、その死亡し、又はやめて後）6箇月を経過するまで	
	就学支度資金の貸付けにより修業施設に入所した者が当該修業施設における知識技能の習得を終了した後（その者が死亡し、又は知識技能の習得をやめたときは、その死亡し、又はやめて後）6箇月を経過するまで	
結婚資金	貸付けの日から6箇月間	据置期間経過後5年以内

（補足）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

《附 則》

この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年8月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表第一

資金の種別	貸付対象	貸付限度額
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1回につき 3,470,000 円 1回につき 5,220,000 円 (団体) *複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1回につき 1,740,000 円
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	*学校種別・学年別限度額は別表第二(一)及び別表第二(二)のとおり 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額。なお、原則日本学生支援機構法に基づく奨学金の貸与を受けている場合は、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付けることができる。
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。 (81万6千円が限度) (自動車運転免許を習得する場合 460,000 円)
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	月額 68,000 円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該額を加算した額。(高校3年生在学時に就職が決定した児童が自動車運転免許を習得する場合 460,000 円)
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	1回につき 105,000 円 (自動車購入 1回につき 340,000 円)
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く)	医療 340,000 円 (所得税非課税 480,000 円) 介護 500,000 円

	寡婦																														
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	(技能習得)月額 141,000 円 (ただし、生計中心者でない場合 月額 72,000 円)																													
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	(医療・介護・失業) 月額 108,000 円 (ただし、生計中心者でない場合 月額 72,000 円)																													
	母子家庭の母となつて7年 未満の者 父子家庭の父となつて7年 未満の者	月額 108,000 円 (貸付合計 259.2 万円以下) (ただし、生計中心者でない場合 月額 72,000 円) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月分を一括貸付 (1,296,000 円を限度) できる。																													
	母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当の支給額																													
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築 2,000,000 円)																													
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1 回につき 260,000 円																													
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 (小・中学校の就学支度資金については、所得税非課税世帯の場合に限る)																													
	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等 注 1</td> <td>150,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立の高等学校等 注 2</td> <td>410,000 円</td> <td>420,000 円</td> </tr> <tr> <td>修業施設 (中学校卒業者)</td> <td>150,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>(高等学校卒業者)</td> <td>272,000 円</td> <td>282,000 円</td> </tr> <tr> <td>国公立の大学等 注 3</td> <td>410,000 円</td> <td>420,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立の大学等 注 4</td> <td>580,000 円</td> <td>590,000 円</td> </tr> <tr> <td>国公立の大学院</td> <td></td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立の大学院</td> <td></td> <td>590,000 円</td> </tr> <tr> <td>専修学校 (一般課程)</td> <td>150,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		自宅	自宅外	高等学校等 注 1	150,000 円	160,000 円	私立の高等学校等 注 2	410,000 円	420,000 円	修業施設 (中学校卒業者)	150,000 円	160,000 円	(高等学校卒業者)	272,000 円	282,000 円	国公立の大学等 注 3	410,000 円	420,000 円	私立の大学等 注 4	580,000 円	590,000 円	国公立の大学院		380,000 円	私立の大学院		590,000 円	専修学校 (一般課程)	150,000 円	160,000 円
	自宅	自宅外																													
高等学校等 注 1	150,000 円	160,000 円																													
私立の高等学校等 注 2	410,000 円	420,000 円																													
修業施設 (中学校卒業者)	150,000 円	160,000 円																													
(高等学校卒業者)	272,000 円	282,000 円																													
国公立の大学等 注 3	410,000 円	420,000 円																													
私立の大学等 注 4	580,000 円	590,000 円																													
国公立の大学院		380,000 円																													
私立の大学院		590,000 円																													
専修学校 (一般課程)	150,000 円	160,000 円																													
	※当該児童及び寡婦の被扶養者が、大学等における修学の支援に関する法律第 8 条第 1 項の規定による入学金の減免を																														

		受けることができるときは、上記の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の被扶養者	婚姻する者 1 人につき 320,000 円

注 1 国公立の高等学校、専修学校（高等課程）

注 2 私立の高等学校、専修学校（高等課程）

注 3 国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

注 4 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

別表第二（一）（学校種別・学年別修学資金貸付限度月額）

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		自宅通学	自宅外通学					
高等学校 専修学校（高等課程） 注5	国公立	自宅通学		27,000円	27,000円	27,000円	27,000円	
		自宅外通学		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	
	私立	自宅通学		45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	
		自宅外通学		52,500円	52,500円	52,500円	52,500円	
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円
		自宅外通学		33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円
	私立	自宅通学		48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円
		自宅外通学		52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学		67,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学		78,000円	78,000円	78,000円		
	私立	自宅通学		89,000円	89,000円	89,000円		
		自宅外通学		126,500円	126,500円	126,500円		
短期大学	国公立	自宅通学		67,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学		96,500円	96,500円	96,500円		
	私立	自宅通学		93,500円	93,500円	93,500円		
		自宅外通学		131,000円	131,000円	131,000円		
大学	国公立	自宅通学		71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	
		自宅外通学		108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
	私立	自宅通学		108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
		自宅外通学		146,000円	146,000円	146,000円	146,000円	
大学院	修士課程			132,000円	132,000円			
	博士課程			183,000円	183,000円	183,000円		
専修学校（一般課程）				54,000円	54,000円			

注5 高等学校の4年は、定時制課程及び通信制課程で学ぶ場合

※当該児童及び寡婦の被扶養者が、大学等における修学の支援に関する法律第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができるときは、上記の額から当該児童等が受ける独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の月額と大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料の減免の年額を12で除した額との合計額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。

別表第二（二）（学校種別・学年別修学資金貸付限度月額）

児童扶養手当法施行令第 4 条に定める計算方法に基づき算出した対象者の前年所得が 682 万円（年収目安 900 万円）（扶養親族等が 2 人以上の場合については、前年所得について、682 万円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 38 万円を加算した額）を超える場合の限度額。

学校等種別		学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校（高等課程） 注 5	国公立	自宅通学	27,000 円	27,000 円	27,000 円	27,000 円	
		自宅外通学	34,500 円	34,500 円	34,500 円	34,500 円	
	私立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円	45,000 円	
		自宅外通学	52,500 円	52,500 円	52,500 円	52,500 円	
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円	67,500 円
		自宅外通学	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円
	私立	自宅通学	48,000 円	48,000 円	48,000 円	89,000 円	89,000 円
		自宅外通学	52,500 円	52,500 円	52,500 円	102,500 円	102,500 円
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500 円	67,500 円	67,500 円		
		自宅外通学	77,500 円	77,500 円	77,500 円		
	私立	自宅通学	84,500 円	84,500 円	84,500 円		
		自宅外通学	108,500 円	108,500 円	108,500 円		
短期大学	国公立	自宅通学	67,500 円	67,500 円	67,500 円		
		自宅外通学	86,500 円	86,500 円	86,500 円		
	私立	自宅通学	86,500 円	86,500 円	86,500 円		
		自宅外通学	110,500 円	110,500 円	110,500 円		
大学	国公立	自宅通学	69,500 円	69,500 円	69,500 円	69,500 円	
		自宅外通学	92,500 円	92,500 円	92,500 円	92,500 円	
	私立	自宅通学	95,000 円	95,000 円	95,000 円	95,000 円	
		自宅外通学	121,000 円	121,000 円	121,000 円	121,000 円	
大学院	修士課程	132,000 円	132,000 円				
	博士課程	183,000 円	183,000 円	183,000 円			
専修学校（一般課程）		54,000 円	54,000 円				

注 5 高等学校の 4 年は、定時制課程及び通信制課程で学ぶ場合

※当該児童及び寡婦の被扶養者が、大学等における修学の支援に関する法律第 3 条に規定する大学等における修学の支援を受けることができるときは、上記の額から当該児童等が受ける独立行政法人日本学生支援機構法第 17 条の 2 第 1 項に規定する学資支給金の月額と大学等における修学の支援に関する法律第 8 条第 1 項の規定による授業料の減免の年額を 12 で除した額との合計額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。